

## 下野市公共施設等総合管理計画（案）に関するパブリックコメントの結果について

### 1 パブリックコメントの実施状況

#### (1) ご意見の募集期間

平成28年11月1日（火）～平成28年11月30日（水）

#### (2) ご意見の応募者数及び件数

- ・ 応募者数及び件数                      2名                      3件
- ・ 男女内訳                                  男性：1                      女性：1
- ・ 年代内訳                                  50歳代：1                      70歳代：1

#### (3) ご意見の受理状況の内訳

郵送	ファクシミリ	電子メール	持参	計
0	0	1	1	2

#### (4) ご意見の取扱い

いただきましたご意見は、適宜整理集約して掲載しており、パブリックコメントの対象となる事項についてのみ考え方を示させていただきます。

いただきましたご意見のうち、ご意見の内容が文体・表現や用字・用語に対してのご意見は掲載しておりませんが、必要に応じて反映させていただきます。

また、当意見募集に直接関係しないご意見は掲載しておりませんが、施策・事業の推進に向けた取組を進める中で、今後の参考にさせていただきます。

## 2 主なご意見の内容とご意見に対する市の考え方

No.	該当箇所	ご意見の内容	ご意見に対する市の考え方
1	<p>【21ページ】 第3章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針</p> <p>I. 施設類型 (コミュニティ関連施設、社会教育施設について)</p>	<p>施設類型について、石橋地区の小規模コミュニティセンターを「自治会公民館型」として、グリーンタウンコミュニティセンター、コミュニティセンター友愛館及び薬師寺コミュニティセンターを「生涯学習施設型」として2分類に分け、別々の基準・対応要項等を設けて対応していくことを望みます。</p>	<p>本計画では、公共施設（ハコモノ）について、施設の目的、用途、管理区分（所管課）などを勘案の上、13の施設類型に区分して整理しています。市内16のコミュニティセンターは、下野市コミュニティセンター条例により、「地域住民が心のふれあいを通じて、自主的に協力し合う住みよい地域づくりの拠点」として設置されていますが、施設の大小により利用状況・利用形態等に大きな差があり、このことは、本計画策定にあたり設置している「下野市公共施設マネジメント検討委員会」においても議論となったところです。</p> <p>今後、本計画に基づき策定する個別施設計画の検討に際しては、ご意見等を踏まえて、各施設の実態等により対応してまいります。</p>
2	<p>【44ページ】 第3章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針</p> <p>9. 社会教育施設 (受益者負担の考え方について)</p>	<p>(上記1を踏まえて)</p> <p>公民館・生涯学習施設の受益者負担については、グリーンタウンコミュニティセンターの施設利用料金価格を参考に受益者負担の増額をさせることが市の経費削減につながると考えます。料金改定にあたっては、定期利用団体等と会合を持ち、維持管理経費や施設の補修、建替えのコスト等広く開示し、利用者に納得してもらえるような形で進めていくことが必要だと考えます。</p>	<p>受益者負担に関して、本計画では、第2章 IV 2.2 受益者負担のあり方で、「施設利用者だけでなく幅広い市民の意見を聞きながら、施設の受益者負担のあり方についても適切に情報を提供し、積極的に検討していきます。」と定めています。また、社会教育施設の用途別基本方針の中では、「公民館では、将来的な利用状況と使用料収入の動向を踏まえて施設使用料の適正化などにより、維持管理・運営の効率化を図ります。」と定めており、これまでも使用料の改定等により適正化に努めてきたところです。</p> <p>ご意見につきましては、今後公民館・生涯学習施設の受益者負担のあり方を検証・見直しを行う際の参考とさせていただきます。</p>
3	<p>【全般】 施設利用の市民間格差の生じない計画策定について</p>	<p>人口減少化、少子高齢化の進展、昨今の経済情勢等々から推して今後税収等増加を見込む事は困難な税財政の状況にあること、また、この様な状況下にあること等を踏まえて持続可能な公共施設の運営を図るために本管理計画策定の目的とするところ及びその方針については判ります。確かに本基本計画策定期間における本計画の財政支出年度見込み41.3億円、対して財政健全化計画では24億円～12億円であり、今後も市民の安定的な施設利用を図るためには本管理計画の必要性があります。</p> <p>しかし、各施設の現在の利用状況を単に利用人員や%で算出しそれを統廃合の根拠とするのではなく、当該施設の利用者階層、アクセスする手段等々も統廃合の根拠として勘案してください。</p>	<p>公共施設の統廃合に関して、本計画では公共施設の効率的で効果的な管理を推進していくための方針の一つとして、統廃合の推進方針を「第2章 IV 6. 統合や廃止の推進方針」において定めています。なお、本計画は、個別施設の統廃合の具体的な計画を定めるものではないことから、ご意見につきましては、今後、本計画に基づき策定する個別施設計画を検討していく際の参考とさせていただきます。</p>